

厚生労働副大臣

宮崎 政久 様

# 国の施策等に関する 提案・要望書

(令和5年11月)

鳥取県自治体代表者会議  
鳥取県地方分権推進連盟

鳥取県知事	平井 伸治
鳥取県議会議長	浜崎 晋一
鳥取県市長会長	深澤 義彦
鳥取県市議会議長会長	西村 紳一郎
鳥取県町村会長	吉田 英人
鳥取県町村議会議長会長	山根 政彦

# 新型コロナウイルス感染症の円滑な医療提供体制への移行について

## 《提案・要望の内容》

- 令和5年度末までの措置とされている検査・医療費に係る公的支援については、一般医療との両立に向けて、高齢者等重症化リスクの高い者への重症化防止の取組が引き続き重要であることから、令和6年度以降も引き続き必要と判断される支援は継続し、その費用等については、地方に負担を求めることなく十分かつ確実な財政支援を講ずること。
  - ①医療機関・社会福祉施設への検査等の支援、抗ウイルス薬の公費支援
    - ⇒ 令和6年度以降も継続が必要。
    - ※医療機関・社会福祉施設への検査支援：高齢者等重症化リスクの高い者に対し早期に検査を行い、早期発見・早期治療により重症化を防いでいくことが引き続き重要であるため。
    - ※抗ウイルス薬の公費支援：内服が必要な方が、自己負担を理由に処方をご遠慮することがないように、薬価に応じて公費支援を継続し、処方を受けやすい適切な自己負担額とする必要があるため。
  - ②診療報酬（コロナ特例）
    - ⇒ 令和6年度以降の特例継続も含め、適切な判断が必要。
    - ※他の感染症と比して院内の感染対策を特に講じる必要があり、幅広い医療機関で受診できる体制への移行状況等を勘案することが必要であるため。
- 令和6年度以降の新型コロナワクチン接種に自己負担が生じる場合でも、例えばインフルエンザと同水準の負担で接種できるように、国費による財政支援を含め多面的に検討を行い、希望する高齢者等が引き続き安心して接種できる仕組みを提示すること。

## ＜参考＞

### 1 本県の10月以降の新型コロナ医療提供体制（入院・外来等）

#### (1) 外来

- ・ かかりつけ患者に限定しない外来対応医療機関を一層拡充。
- ・ 外来対応医療機関の指定、県HP等での公表を継続。

【本県の外来対応医療機関数】

	第8波 (R5.1.6現在)	第9波 (R5.10.3現在)
外来対応医療機関数	317 (94%)	322 (95%)
うち、相談センター、他院からの紹介患者に対応する医療機関数	130	149

※括弧書きの%は対象診療科の医療機関数に占める割合

#### (2) 入院（コロナ病床確保）

- ・ 確保病床によらない形で、全43病院（一般病床）で、中等症Ⅱ以上の患者を含めての入院受入れを基本とし、今冬の感染拡大時に新型コロナの重症・中等症Ⅱを中心とした入院患者を受け入れるための病床を医療機関と連携し確保。

【10月から来年3月までの病床確保】

段階	移行基準（目安）	即応病床数 （上限目安）
Ⅲ	在院者数が350人に達した時 （第8波の最大在院者数の8割）	98床
Ⅱ	在院者数が219人に達した時 （第8波の最大在院者数×1/2）	73床
Ⅰ	在院者数が146人に達した時 （第8波の最大在院者数×1/3）	18床
0	確保病床によらない形で対応	

#### (3) 医療機関・高齢者施設等における対応

- ・ 重症化リスクの高い医療機関・高齢者施設等への検査支援（検査費補助）（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当）は当面継続。
- ・ 今冬の感染拡大に備え、医療機関との連携（早期発見・早期治療、施設内療養体制の確保）強化。

### 2 令和6年度以降の新型コロナワクチン接種体制について

- ・ 令和5年9月8日に厚生労働省の専門部会において、令和5年度末で自己負担なしで接種できる「特例臨時接種」が終了することについて委員了承されたが、接種時期、接種対象者及び使用ワクチン等の詳細については、今後の専門部会で検討するとされたまま、10月16日現在、情報はなし。（国は年内には方針を決定したいとの意向。）
- ⇒ ワクチン接種費用の国費による財政支援について検討していただくことや、自治体が支障なく予算編成・人員配置を行えるよう早期に制度の詳細案を示していただくことが必要。

# 社会福祉施設・医療機関等における物価高騰への支援について

## 《提案・要望の内容》

- 国が定める公的価格等により運営する社会福祉施設や医療機関等については、光熱費や食材費などの高騰に加え、診療材料費等においても値上げの動きがあることから運営に大きな影響が生じている。利用者等に安心・安全で質の高い福祉サービスや医療を提供し、公衆衛生の維持ができるよう、物価高を反映した公的価格の改定を行うとともに、地方負担が生じる場合には、十分な財政措置を講じること。  
あわせて、当面の対応として、公的価格改定が行われるまでの負担軽減策や基盤整備に対する支援など国において対策を講じること。

## <参考>

- 電気・ガス等のエネルギー価格高騰、食料料費・診療材料費等の物価高騰の長期化により、県内事業者の経営への影響は一層深刻化している。特に、社会福祉施設、医療機関等においては、物価高騰に伴い、光熱費や食材費等の負担が急激に増加している一方で、収入は原則的に診療報酬等の公的価格で決まっているなど、高騰分を価格転嫁できず、また、施設内の感染対策（換気、PPE など）も引き続き求められる中で、節減努力も限界にあることから、経営状況が一層悪化し、職員処遇への影響や利用者等のサービスの低下も懸念される。
- 国は、昨年9月に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設し、本年3月分の追加交付分を含めて各都道府県に総額1.8兆円を交付。本県においては、配分された同交付金の一部を活用し、県内全ての社会福祉施設・医療機関等に対して応援金（※）を支給したところ。  
一方で、交付金を活用した支援では、交付限度額があり、他分野（商工業、農林水産業など）への支援も求められる中で、社会福祉施設・医療機関等に対して、継続的かつ十分な支援を行うことは困難な状況となっている。

### 【（※参考）本県の社会福祉施設に対する物価高騰対策の概要】

令和4年9月補正予算及び令和5年6月補正予算で「医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業」を計上し、事業者に対する緊急的な支援として応援金を支給。

〔支給額の設定〕

施設区分、提供するサービス種別等ごとに6ヶ月分の光熱費、食料費の高騰に係る影響額の2/3程度見合いを応援金として支給。（ただし、公立施設は除く）

〔支給総額（予算額）〕

（単位：千円）

主な支給対象施設	1回目	2回目	合計	<参考> 主な施設の支給額（R5実施分）
	（R4.9補正）	（R5.6補正）		
医療機関等	510,000	510,000	1,020,000	病院：350～700千円/施設（20～65千円/病床を加算） 診療所：200千円/施設、薬局：70千円/施設
高齢者施設等	187,000	620,000	807,000	入所・居住系施設：350千円/施設（20千円/定員・人を加算） 訪問系施設：70～100千円/施設
障がい児・者施設等	51,650	126,300	177,950	入所系施設：350千円/施設（20千円/定員・人を加算） 訪問系施設：70～100千円/施設
救護施設	1,350	3,700	5,050	350千円/施設（20千円/定員・人を加算）
保育施設等	50,000	80,000	130,000	保育施設（保育所、幼稚園等）：4.2千円/児童・人 児童養護施設等：25～33千円/入所児童等・人（世帯）
<b>合計</b>	<b>800,000</b>	<b>1,340,000</b>	<b>2,140,000</b>	

- 物価高騰による影響は、いつまで続くか予測ができない全国的な課題であることから、来年度実施される診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬の同時改定（いわゆる「トリプル改定」）において、物価高を適切に公的価格に反映するとともに、公的価格改定が行われるまでの負担軽減策や省エネ対策等の基盤整備に対する支援など、国において全国一律の対策を講じることが求められる。

# 介護人材確保対策について

## 《提案・要望の内容》

- 介護人材の安定的確保が喫緊の課題である中、介護分野の平均賃金は、全産業の平均賃金に比べ未だに大きな格差があり、介護職員の処遇改善は十分ではない。近年の光熱水費、食糧費等の物価高騰の影響や他産業との賃金格差、民間企業において行われている賃金のベースアップも考慮し、事業所の規模、職種に関わらず職員の処遇の改善につながる介護報酬の見直しを含めた制度設計を強力に進めること。
- これまで処遇改善加算の対象となっていない介護支援専門員は、介護者の生活の質の向上を支援する重要な役割を担っているが、現在の給与は、その責任や負担に見合わない低い水準にとどまっており、居宅介護支援事業所の減少や介護支援専門員の離職が問題となっている。将来的に必要な人員を確保していくため、職責や負担、高い専門性に見合った給与が支給できるよう介護支援専門員に関係する介護報酬についても引き上げること。

## (参考) 介護職員を取り巻く現状

### 1 介護報酬改定について

介護報酬改定は、3年に一度「介護事業経営実態調査」に基づく収支差率等をもとに介護サービスの種類ごとに行われる。次回令和6年4月介護報酬改定は、令和4年度の経営実態に基づき算定される見込みである。(調査結果は令和5年10月頃明らかとなる。)

この仕組みでは、近年の光熱水費、食糧費等の物価高騰の影響や、本年度に入り民間企業で広く実施されている賃金のベースアップなどが反映されないことから、介護職員と全産業の賃金格差が拡大する懸念がある。

### 2 介護職員平均給与額と全産業平均給与額の比較

介護施設で働く介護職員の平均月給は、依然として全産業界の平均には届いていない。高度な知識と責任を求められる介護支援専門員の平均月給においても同様に格差がある状況。

- ・介護職員平均月給(賞与込み給与) 30.2万円(令和4年)
- ・介護支援専門員平均月給( ) 33.8万円( )
- ・全産業平均月給( ) 41.4万円( )

(参考) 令和4年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

### 3 令和17(2035)年に向けた本県の介護職員数・要介護認定者数の比較

R17年度の要介護認定者数は、R3年度と比較して8%増の約38,000人と推計しており、介護人材の確保は喫緊の課題。

	R3年度(A)	R17年度(B)	比較
介護現場の介護職員数	10,979人	約11,869人	(B) - (A) 890人
(参考)要介護認定者数	35,150人	約38,000人	(A) ⇒ (B) 1.08倍

(参考) R3年度介護職員数はR3年度介護サービス・事業所調査(厚生労働省)、要介護認定者数は介護保険事業状況報告(厚生労働省)R4年3月末暫定値。R17年度の介護職員数、要介護認定者数は、県内の各歳別要介護者数(R5年4月)をもとに県長寿社会課で推計。

### 4 本県における介護関係の有効求人倍率

介護分野での有効求人倍率は、全産業と比較して高く、さらに上昇傾向。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
福祉関係職業	1.94	2.08	2.30	2.41	2.69	2.25	2.50	2.48
うち介護分野	1.56	1.91	2.29	2.53	2.96	2.55	2.94	3.05
(参考)全産業	1.07	1.41	1.63	1.66	1.67	1.14	1.25	1.37

### 5 県内の介護支援専門員実務研修受講試験の受験者数推移

介護支援専門員の資質や専門性の向上を目的に、平成30年以降受験要件が変更され、従来の「実務経験期間(5年)を満たした介護職員」等が対象外となったことから、受験者数が減少。

年度	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
受験者数	1,014	890	921	495	428	414	476	409

(参考) 県内の介護支援専門員登録者数: 4,436人(R5.10.1現在) ※うち1,929人が実務に従事

# 生活困難者対策の充実・強化について

## 《提案・要望の内容》

- 長期に渡る物価高騰の影響から、より厳しい状況に立たされている生活困窮者に対し、実情に十分に配慮した実効性のある支援策を検討・実施するよう、国の責任において財政措置等を講ずること。
- 新型コロナ特例貸付の償還が困難な方への対応として「生活再建の見込みがない世帯に対する償還猶予後の免除制度」が加わったが、免除判断を行ううえでの目安となる事例を示すこと。

## <鳥取県の取り組み・要望の背景>

- 生活困窮者光熱費等支援事業 総額約4.6億円 \*「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」活用  
生活困窮者に対する光熱費等の助成を行う市町村への補助 ・補助率：1/2  
・R4年度5月補正：49,000千円、・R4年度9月補正：119,000千円、R5年度当初予算：144,500千円  
・R5年度6月補正：144,500千円

→物価高騰による影響は現在も続いていることから、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の財政措置を継続して講ずること等により、国の責任において、生活困窮者の実情に充分配慮した実効性のある支援を実施する必要がある。

## ○生活福祉資金(特例貸付)

【貸付件数及び貸付額】 (R4.9月時点)

12,254件、4,878,790千円

- ・緊急小口資金 4,658件 貸付額 807,353千円
- ・総合支援資金 7,596件 貸付額 4,071,437千円

【償還免除の状況】 (R5.8月時点)

令和4年度の償還免除判定の対象となる債権数10,067件のうち、約41%の4,158件が償還免除に決定。

→償還困難な者への対応として「生活再建の見込みがない世帯に対する償還猶予後の免除制度」が加わったが、どの程度の生活状況であれば「生活再建の見込みがない」とすべきか判断に迷うケースがあることから、適切な制度運用に資するよう、実際に全国で償還免除となった事例を示していただく必要がある。

- 令和5年5月8日付け事務連絡により、都道府県社会福祉協議会においては、償還猶予を受けている借受人について、償還の見込みがないと判断できる場合には、職権により償還免除を行うことができるとされ、一定の事例は示されているものの、より適切な判断を行うため、より多くの事例を示していただきたい。

## ■生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答集(vol.28)問32-1

「償還の見込みがないと判断できる場合」については、個々の借受人世帯ごとに状況が異なる以上、一律の具体的客観的な判断基準は示し難い。例えば、次のようなケースが考えられるが、あくまで個々の借受人世帯の状況を総合的に勘案して判断されたい。

- ① 令和5年5月8日付け事務連絡(1)②の相談支援や見守り支援の対象となる借受人  
猶予期間中、相談支援や見守り支援を行ってきたが、当初の見立てどおり、状況が改善する見込みはなく、当該者が今後の生活を営むためには少なくとも償還免除を行うことが必要不可欠であるとき
- ② 令和5年5月8日付け事務連絡(1)④の自立相談支援機関の支援の対象となる借受人  
ア 就労・増収に向けた活動に取り組んだものの、以下のような事情にあり、当面の間、支援の効果が現れないことが明らかな場合(支援の途中にこれらの事情が生じた場合を含む。)
  - ・借受人自身のやむを得ない事情(例:精神疾患等に罹患している、本人に障害の疑いがある、ひきこもり状態にある等)
  - ・借受人世帯のやむを得ない事情(例:看護や介護の必要がある、多子世帯である、離婚やDVにより住む場所を失う等)

イ 家計改善を図る取組を行ったものの、生活再建につながる程度の支出の改善等の余地がない場合

ウ 必要な支援を受けながら生活再建に向けて取り組み、一定の効果が現れたものの、他の債務の償還を行っている場合、既に生活費の節約等により何とか生活を維持している場合等、償還を行うことにより、当面の間、生活に重大な支障が生じることが明らかな場合